

令和元年第2回（定例）須恵町議会会議録（第2日）

令和元年6月11日（火曜日）

議事日程（第2号）

令和元年6月11日 午前9時00分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（14名）

1番	白水春夫	2番	男澤一夫
3番	稲永辰己	5番	藤野正剛
6番	川口満浩	7番	児玉求
8番	世利孝志	9番	三角栄重
10番	猪谷繁幸	11番	田ノ上真
12番	田原重美	13番	三上政義
14番	今村桂子	15番	松山力弥

欠席議員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	吉松良徳	係長	白水誠
----	------	----	-----

説明のため出席した者の職氏名

町長	平松秀一	副町長	稲永修司
教育長	安河内文彦	総務課理事	梅野猛
子ども教育課長	御手洗文生	税務課長	合屋浩二
地域振興課長	稲永勝章	都市整備課長	甲木圭二
住民課長	合屋真由美	管理担当課長	今泉英明
上下水道課長	世利昌信	まちづくり課長	平山幸治
健康福祉課長	吉川聡士	社会教育課長	安河内ひとみ
会計管理者	今泉俊裕	総務課参事	諸石豊
監査委員	吉松辰美		

午前9時00分開会

○議長（松山 力弥） おはようございます。平成から令和に変わりまして初めての、最初の一般質問でございますので、議員の皆様、きょうは傍聴者もたくさんおられますので、的確に質問するようよろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（松山 力弥） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を認めます。11番、田ノ上真君。

○議員（11番 田ノ上 真） おはようございます。11番、田ノ上です。令和に変わって最初の一般質問をさせていただきます。

どうせやるなら縁起ものがないと思ひまして、1番バッターを狙い、締め切りの日は朝8時半に通告書を出しました。もう一つ、8年前に私が新人として初の一般質問に臨んだのも改選直後のこの6月議会でございます。その日は大ベテランの藤石議員が1番に質問に立ち、その姿をもって私も新人に範を示してくださったことを懐かしく思い出します。私自身は元より先輩の域には達していませんが、ならうところはならい、よき伝統をつくってまいりたいと考える次第でございます。

それでは、通告に従い、軽自動車税に関する一般質問をさせていただきます。

須恵町は自動車販売店が店頭に表示している車検付きの中古軽自動車に課税しています。以前は課税免除でございました。須恵町税条例を参照したところ、第3節軽自動車税第81条は平成12年に削除されています。税条例の改正は6月議会専決を審議することが多いので、平成12年6月議会の議案を調べたところ、ここで提案、削除されていることが確認できました。

削除された第81条の文言は「次の各号に掲げる軽自動車等に対しては軽自動車税を課さない」、第1号「商品であって使用しない軽自動車」というものです。

2号以下は略します。

税務課に伺ったところ、これは平成12年地方分権推進の観点から国の通達が廃止され、課税が市町村の判断で行うことになり、改正されたとの説明でした。このときの議論について調べたのですが、議会の会議録にこの部分の発言の後がない、恐らく委員会の審査においては意見がかわされたのでしょうか、これも記録が残されていません。（携帯電話の音あり）残念ながら第18条削除の経緯は。

議長、ちょっといいですか。

○議長（松山 力弥） 誰ですか。

○議員（11番 田ノ上 真） 議会の記録では使えません。ただ当時は平成不況のさなかでさまざまな改革が叫ばれ、地方分権改革による権限移譲や地方税財源の充実などがうたわれていたもので、その流れを考えますと課税に至ったのも納得できるものがあります。

第1次地方分権改革のとき、地方分権推進委員会が平成8年12月に第1次勧告とあわせて提出した国庫補助負担金税財源に関する中間とりまとめなる文書があります。ここでの報告に国と地方の財政関係の基本的な見直しの方向とか地方分権と地方税財源の充実、確保などの項目があり、その中で課税自主権の尊重などの記載があり、その下に④地方税に関する国の関与について必要な見直しを行うことについて検討する必要があると。ついてついでに悪文ですが、そのような文言がありますので、通達の廃止はこの辺からかなと思った次第でございます。

こうして振り返ってみれば、当時は当時なりの合理性のある理由を感じることができるものです。

現在、福岡県内における商用軽自動車に対する課税は市町村によってばらつきがあり、足並みをそろえて課税しているわけではありません。糟屋地区各市町は課税ですが、福岡市などは課税免除です。少し調べました。いずれも課税免除の自治体です。調査方法は、条例に明示しているかどうかという単純なものです。全て調べたわけではありません。

まずただいま申し上げました福岡市、そして北九州市、久留米市、春日市、大野城市、飯塚市、糸島市などが挙げられます。

町はほぼ調べました。小竹町、大木町、広川町、苧田町の4カ町です。県内で半々の印象としていましたが、市に関してはそうとして、町に関しては微々たるものです。しかしながら、須恵町より人口規模の少ないところで課税免除をしている自治体もありました。

参考までに小竹町の案内を紹介します。以下、引用を含めて述べます。

「商用中古車である軽自動車などの課税免除について、小竹町では一定の要件を満たす商品であって、使用していない軽自動車などについて申請書の提出による軽自動車税の課税免除を行っています」とあります。

この後に「期限を過ぎると免除できない」という記載があります。

「基準日に軽自動車税の滞納があるときは免除ができない」との記載が続きます。

対象車両は毎年4月1日現在、次の1から3までの全ての条件を満たすもの、1、原動機付き自転車以下小型特殊自動車以外の軽自動車であること、2、軽自動車などが商品であること、3、軽自動車などが使用していないものであること。

販売目的で購入したにもかかわらず、自己または自社の私用、営業用及び代車として使用している軽自動車等は課税免除の対象ではありませんとの記載。

申請方法です。提出書類として、軽自動車税課税免除申請書、古物商許可証の写し、4月1日

現在の展示状況のわかる写真、これは車両番号が特定できるよう前方から撮影したものとのことです。

「申請期間は毎年4月1日から4月30日まで。申請受付後、地方税法第450条に基づき現地調査により事実の確認を行う場合があります」としています。

申請書をダウンロードできるようにしています。これを見る限り、申請書も複数台記載できる用紙になっていて、申請にかかる事業者の負担はそれほど大きくないと予測できます。

ここからは質問の要旨に沿って伺わせていただきます。

先ほど申し上げました平成12年削除の須恵町税条例第81条「次の各号に掲げる軽自動車等に対しては軽自動車税を課さない。第1号、商品であって使用しない軽自動車等、この課税免除の規定を復活させた場合、本年度当初予算約8,100万円の軽自動車税がどの程度減収になると予測できるでしょうか。その金額の概算と軽自動車税において減ずる比率の概算を示していただければと思います。この提示により、仮に商用軽自動車課税免除になった場合、町財政における影響がわかるものと思います。

次に、商品として展示している中古車は車検がついていても実際は使用していません。税条例の第80条には税をその所有者に課するとしていますが、一般的に所有者は使用目的をもって所有しています。ここで言う使用目的とは人の移動や物資の輸送などのために走行させることです。軽自動車の所有者には少ないかもしれませんが、時に所有欲を満たすために所有のための所有をしている人もいるかもしれません。

いずれにしても展示車を有する事業者は使用のために所有しているわけではなく、売却して利益を上げるために仕入れているのです。こう考えると商用に展示している軽自動車への課税は一考の余地があると思われませんが、いかがでしょうか。

また、消費者は中古車を買うときは車検付きを好むことは多いようです。すぐに運転できる、車検の諸経費がかからずに済むなどの理由が挙げられます。事業者が課税を逃れるために4月1日の基準日に合わせ、廃車にすることがあれば、商品価値を減ずることになりますし、売却の際に改めて車検登録をするのは無駄なコストとも言えます。これはビジネスを阻害することになりはしないでしょうか。

また、課税免除であれば、事業者が税金コストに縛られず仕入れをふやすことで事業規模を拡大するビジネスチャンスが生まれると思われれます。この点についてはいかがでしょうか。

あわせて伺いたいのは、課税免除に助けられた事業者において、売り上げ増が達成できれば、他の税収の増加が見込まれるや否や、いうものでございます。

質問の要旨には、法人町民税の増収云々と記載しましたが、個人事業者もいることで一概には言えないわけです。ただ、課税免除は事業支援の側面を持ちますので、成功した事業者が設備投

資をふやせば、固定資産税の増加になりますし、従業員をふやせば雇用の増加になります。雇用の増加は波及が大きいので経済指標の最重要のポイントといえます。また、消費をふやせば、経済が循環します。さまざまな要素を考えますと、課税免除分を補うことが可能になるとも考えられますが、いかがでしょうか。

もう一つ、近隣町においては、糟屋地区いずれの市町も課税しています。須恵町が商用軽自動車の課税を免除することにより中古車販売事業者が営業しやすくなれば、事業者を呼び込むこともできると思います。産業活性化の一助になるのではないのでしょうか。

最後に、平成12年当時と現在では経済状況は変化しています。当時の国の通達でも「課税は市町村の判断によるべきである」としています。また、地方税法第6条には「地方団体は公益上、その他の事由により課税を不相当とする場合においては課税をしないことができる」とあり、同第2項には「地方団体は公益上その他の事由により必要がある場合においては不均一の課税をすることができる」とあります。

須恵町において車検付きの商品軽自動車の課税免除は政策として検討の余地はあるものではないでしょうか。町長の御見解を伺います。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 皆さん、おはようございます。議長にお諮りした上で、7問の質問に対する前に、本議会が5名の新人の議員さんたちがいらっしゃいますので、一般質問についての考え方、あるいは、私の政策立案の方法とか、それを説明した上で一つ一つの質問にお答えしていきますので。済みません。最初ちょっと時間をください。

まず、この一般質問というのは、私自身あるいは前任の中嶋町長ともよくお話ししていたんですけども、議員各位と首長との政策論議の場であります。あくまでも苦情処理とかではないというふうに捉えております。また、議員の方々に寄せられる要望や請願は往々にして行政区内においても賛否両論が分かれる場合がございます。一方向からだけの判断にならないように地元区長の御意見をお伺いされた上で、大勢を占める民意が反映されたことが地元行政区内の混乱を避ける意味でも必要であろうかと思っておりますので、その点には十分新人の議員さん方については御配慮いただきたいなと考えています。

また、税法上や関係法令で定められている事案は往々にして糟屋郡内担当者会議や町長会で議論を行い、それぞれの事情を勘案し、糟屋地区内均一の制度を定めている場合が多くあります。これは、近隣市町とのアンバランスを避けるために、また、よかれと思い施行した制度が突出した場合であった場合には、極力、糟屋郡均一の行政サービス全体で問題を解決していこうという段階を阻害する場合がございます。

近年、糟屋地区の多くの事業は、相互利用や組合を設立し共同で取り組んでおります。須恵町

外二ヶ町清掃施設組合、北筑昇華苑組合、粕屋中南部消防組合、広域では、多々良川水系流域下水道事業、筑後川からの取水に関する都市圏事業、し尿処理等がございます。町の特徴を出す行政サービスの必要性は十分に理解しておりますし、それが町の活性化につながることは間違いありません。

しかしながら、多額の資金を要する事業を糟屋は一つの理念のもとに財政的危機回避を行っている状況でございます。行政サービスに関しましても、慎重に企画立案し、糟屋郡、あるいは、糟屋地区1市7町と協議をする必要が生じます。

また、政策論議に至らない関係各課にお尋ねになればわかること、あるいは、地元区長さん、あるいはいろんな関係団体との政務調査を行わずに、一部の町民の方の意見を一般質問でされる場合がありますが、町民の方々の考え方も千差万別であり、慎重に調査されて、政策提言していただければ私としても、私の政治判断を十分に申し上げることができると確信いたしております。

さて、今回の一般質問は副議長並びに総務建設産業委員長からの御質問もあり、重く受けとめております。

5名の方から7問の質問が出されておりますので、ただいまから質問に真摯にお答えしてまいりたいと思います。

まず初めに田ノ上議員、委員長の質問は、町の財政あるいは経済活性化につながるのではとの趣旨と受け取っております、心から感謝申し上げます。

初めに、結論から申し上げますと、今現在、須恵町単独で課税免除に取り組む時期ではないのではないかなと私は判断している。法改正が行われたときに、先ほどもう議員がおっしゃったとおりです、中身は。恐らく糟屋郡の町長会でこの課税の問題が議論され、糟屋郡内で統一した見解で課税をやっているという状況だろうと思います。

それは、時のインフラ整備とかいろんな問題があって画一的な制度でやっていきたい、そういう思いが強かったんだろうと思っております。

ただ、今回提案していただいた、政策提案では、これは一考の余地がございますので、次回の糟屋郡の町長会の方に今回の一般質問の趣旨をお伝えして、こういう意見が出ていると、各町、調査してもらえませんかということで議論の場に上げたいと思っております。

では、それぞれの御質問内容について1点ずつお答えしていきたいと思っております。

先ほどもう全て委員長のほうから結論出された内容になってくると思うんですけども、県内様子ですけども、県内60市町村、課税が35市町村ですね。課税免除が25ということでありまして、地域性がある。いわゆるその町々の考えとか、先ほど苜田町と申し上げましたけども、あそこは課税すると大変なことになる、自動車産業の町ですから。だからそれぞれいろいろ町で事情があるんだということです。

私どもが確認をとれたもので言いますと、法人が8業者、個人で19事業者あります。法人については4月1日現在の所有台数62台、税額にして51万1,800円を確認できている。これが社用車なのか商品用の商品車なのかまではわからない状況でございます。

また、個人につきましては、一般社団法人全国軽自動車協会福岡事務所まで問い合わせましたが、わからないと。親元がわからないという返事が返ってまいりました。

どれぐらいの減収になるんですかということですが、先ほど言いましたように、わかっている範囲では51万1,800円。個人事業者はもう想像の範囲でしかありません。本部がわかってないんですからね。100台とすると100万円程度の減収になるのではないのかなど。これはあくまでも想像でございます。実質的な数字は先ほど言った数字。

車検がついていても実際は使用していない、課税は適当と考えられるかという中身でございますけれども、これは総務省の見解としましては、もともと軽自動車税の性格でございますが、財産税としての性格として税金が課されているという性格、それともう一つは道路損傷関係の負担金的な性格がございます。この両者をあわせもった税だろうということ考えております。

ナンバープレートがあるものについては、例えば、試乗ができるとか、先ほどおっしゃったことですが、これはもう千差万別できちんと店舗を構えていらっしゃる、それと個人事業も含めてナンバープレートがある。試乗をさせるんですよね。道路を走るんです。その瞬間に法令からいうと道路を使ったほうがいいです。そうすると課税の対象になるんじゃないかという考え方も発生するという事です。

もう一つは、一例として、これはもう委員長が先ほどおっしゃったんですけれども、中古車販売だけをなさっているのではなくて、自動車修理工場とかいろんなことをなさっているところは、要するにナンバープレートがついた商品をお持ちになっている。我々が修理に出すと「代車はないんですか」と言うたらすぐ「どうぞ」と言って来てくださいますよね。どうもそれに該当しているみたい。そうすると、議員が提案なさってる部分から外れるんじゃないかなど。だから、非常にわかりにくいという。

それと、ビジネスを阻害することになると思うがいかがか、町長の判断ということですが、私は、課税してもうかったほうがいいですよ。課税じゃなくて免除をやって、その方々がいっぱいもうけていただいて税金払ってもらほうがいいですよ。じゃあそのバランスを考えると課税したほうがはっきり今金額がわかる。片一方はわかりません。なぜこんなことを言うかという、須恵町の中古車販売店をなさっている法人、店舗を構えてきちんと。きちんとというとおかしいけど、法人格、それと個人の方々が要するに須恵町に本店を構えていらっしゃる、個人事業主の場合に須恵町に住所を持っていらっしゃる、であれば税金入るんですよ。

でも、詳細におっしゃったわけではありませんけど、どうもそうじゃないという方々もいっぱい

いいらっしゃる。となると、利便性だけ与えて税金につながらないというようなことも考えられます。

ですから、この問題自体については免税できれば私もいいなとは思いますが、なかなか判断がつきにくいし、税務課の対応としては、今、言った作業、いろんな作業をせざるを得ない。それに伴う住民税とかいろんな形での利害があるのかというところで不透明な部分も多いんです。

ですから、先ほど言ったように、町長会で全員で話してやるのであればもう一斉にやるというのが一番いいのかなと思っています。業者の方を呼び込むことができると思うのがいかにか、これは業者は喜ばれると思いますよ、当然。だから、1市7町、全市町がやろうということであれば、中古車販売業の出店数はふえていくだろうと思います。ただし、須恵町だけで今のところ私は抜けがけしようとは思っておりません。そのところは御理解いただけたらと思っています。

そうなるかどうかはわかりませんが、全体的には今回御提案いただいた内容についてはしっかりと真摯に受けとめて、何らかの形でお答えを出したいと思っていますが、今、私たち個人的にじゃあやりましょうという形での答弁になかなか。その点についてはお含みおきいただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（松山 力弥） 田ノ上議員。

○議員（11番 田ノ上 真） ただいまの答弁でございますが、重く受けとめていただいて大変感謝申し上げます。次第でございます。

なかなか難しいようで、一致点を見出すということに関してはそのとおりだなと。私は、須恵町の抜けがけもあるかなという形でこの一般質問をつくったわけですが、確かに町長おっしゃるとおりのことを想定すれば、1市7町合わせたほうが政策効果としては高いものがあると認識を新たにされた部分もございます。

あと、細かいところ言えば、軽自動車税の税収がどのくらい減になるかというあたりに関しては、驚いたことに私が予測した金額よりも低いかなというものがあまして、いわゆる財政に与えるダメージはそう大きいものではないのかなと思うものでございますが、また、それとは別に税務課職員への負担がふえるということもこれも確かに重く考えなければいけないことではあるかなと思った次第でもございます。

試乗して、道路を使用すると道路が傷むからと、道路を使用という意味での税金というのは、これは政策判断でどうにもでもなる、どうにでもという言い方はよくないですけど、大きい要素ではないのかなと思ったりするわけですが、あと、さまざまなことも検討を加えれば、いろんな見解が出るであろうと思っています。

もともとこういう税金の議論するというのが議会の発祥であるわけですので、こう

いった町の施策もしっかりと議員自身が勉強して発言していくということで、議論を活性化させるその一助になれたのではないかなと思ったりもするわけでございます。ただいまの町長の答弁、今後しっかり検討していきたいということでございますので、その検討を願ひまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 先ほど携帯電話の音がしましたけれども、マナーモードか電源を切る御協力をお願いします。どこまで質問をしたかわからないことがありますので、そのときをとめられませんので、音がしないようによく御協力をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 続きまして、6番、川口満浩君。

○議員（6番 川口 満浩） 皆さん、おはようございます。令和になりまして2番目の質問をさせていただきます。川口です。

今回、私なりに感じたこともありまして、身近なことでありますが、各通学路における安全確保に関しましてお伺いいたします。

昨今、各地で自動車事故によって児童あるいは親子などの痛ましい出来事が起こっております。私も育成会の活動をしておりまして、非常に心が痛いです。恐らく皆さんもそうだと思います。

この須恵町でも、朝の通学時間帯は通勤を含め町内外から多くの車が通学路や生活道を走り、中にはかなりのスピードで走り抜け、また子どもが横断歩道を渡ろうとしているにもかかわらず児童の目の前を走り去る車もありまして、大変危険です。

町内でも一つの例として、先月20日から5日間、第3小学校の通学路となっている新原区内で、午前7時15分から15分ごとに車両通行数量の調査を行いました。資料として写真と調査データを提出していますが、この調査で、毎朝45分の間に平均して400台近い車、バイクが通過しています。これほど多いとは思いませんでした。昼の時間帯からするとこの通学時間帯に非常にふえていると考えられます。

地域の見守り隊の方などが通学路に立って子どもたちを見守ってくれています。しかし、それも人数、体力、いろいろ限界があると思います。このデータ、写真を踏まえ、各通学路の安全確保について町長の御見解をお伺いします。

子どもたち、高齢者を含めた町民を安全安心として守るため、町内の通学路には必要なガードレール、グリーンベルトと早急な対応が必要だと考えますが、お考えはいかがでしょうか。

また、横断歩道によっては停止線がない場所もあります。道路に「横断歩道あり」の文字を入れるか、グリーンベルトのように道路に色を入れるなどの必要があると思いますが、お考えはいかがでしょうか。

そして、昨年12月の議会において田ノ上議員から通勤通学時間帯に移動式オービスの活用という提案がございました。その時点では粕屋署と協議という展開でしたが、その後どのように進んでいるのか、町長のほうにお伺いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えします。今議員がおっしゃったことで、通学路も含めて生活用道路の交通安全対策は本当に必要な案件で、担当課である都市整備課を通しながら。

先ほど一番冒頭に申し上げましたように、この問題というのは役場だけでは判断がつかない。要するに、地元の区長さん、あるいは地域の方々、PTAの方々からの要望に合わせて、それに合わせて議員さんが議員活動としてその区長さんと一緒に提案するという形で今までやってきております。

おっしゃっている部分というのは、新原の日の出の部分メインでございましょうけども、この件については、新原の母里区長さん、そしてその次の駒山区長さん、なぜか復活なさった母里区長さん。その時代に本当に真摯に取り組まれて、この件については、私も、当時教育長だったんですかね。教育長から副町長にかわる段階で都市整備課のほうに可能な限りあの道路については整備しなさいということで、時の町長中嶋町長とも話した上でいろんな調査を、今回なさった調査も同じようなことをやって、いろんな方法論を考えました。

その中で、要するに、地元において、用地買収を含めて、あの道路の幅員を確保するという方法も検討しました。ですけども、なかなか地元の方々も全員の同意には至らないということで、先ほど議員がおっしゃったようにグリーンベルトの設置ですね。そして、ゾーン30の速度規制も設けております。

ガードレールの設置については、これはガードレールとなると結構構造物がでかいんですよ。そうすると狭い幅員のところにはなかなかそぐわない。だからグリーンベルトをつくったりゾーン30をつくったり。それで、一段、水路の上を利用しながらちっちゃな歩道をつくっていらっしゃるところについては、そこにガードレールをつくと、今度、人も乳母車も通れない。要するに、そこに住んでいらっしゃる生活道ですからぶつぶつ切らないかんわけですよ。そうするとそのガードレール自体を地元の区民の方々が欲しいかと。要らんと言われる場合も結構あるんです。そういったことで転落防止柵で一部代用したりとか、いろんな形であの道路については工夫をさせていただいて、やりました。

今までも何も新原に限らず、緊急性とか効果を発揮しそうな場所については地元の区長さんあるいは地元議員の方々が一緒に来られた場合については瞬時に調査して、逐一、交通安全の事業費で賄っている状況でございます。

質問要旨の2番目に、路面に表示するという方法があります。ただ、この前の新聞を見て御存

じだとは思いますが、ある学校の先生が危ないからといって勝手に道にラインを。あれ、逮捕されるんです。それぐらい交通安全に関してはきちんとした法令のもと警察が管理を別にやっているということで、要するに、警察、交通安全が必ずやるもの、それにかけて補完的に町がやるものというのがあります。法定外を通して注意喚起をやったり、カラー舗装などについては、これは町で、道路改良事業で、補修事業でやります。

横断歩道ありやひし形マーク、カラー舗装等は今申しましたとおりでございますが、施工箇所の意見等とかそういったものをやっぱり地元の方がやらないとやったから喜ばれるかというところにはそうではないということもあるものですから。それで、今回の場合についてもいろんな検討課題をやって。あの道路については今でも関心を寄せてやっているんですけども、解決策ということ。

ただし、一例を申しますと、上須恵区の一歩田の交差点、郵便局のほうですね。それからまっすぐ抜けて、皆さん御存じの桜木酒店の橋を渡って向こう側、あれを時間帯の通行区分で進入禁止にして。一方通行じゃなくて。それで、これはやはり住民自治。地元の区長さんあるいはPTAの方々、議員さんも入られて。町民の、地域の方の同意を取ればできます。上須恵のあの道路は通学路になっておりますけども、今現在は事故は起こっていない。車同士の事故はたまにあるんですけども、生徒児童を巻き込んだような事故は起きていない。非常に大きなところ。ですから、この部分については、それのお手伝いというのはできるかと思っておりますけども、やはり地元のほうで我々は道路管理者としてできる限りのことはやっていきますけども、それでも事故は起きます。なぜか。相手が車ですから。不注意で突っ込んでしまう。車同士でぶつかることによけようと思って接触事故を起こす。こういったのは起きます、特に狭いところで。これを極端に減らそうとしたら、時間帯の通行区分がございますので、ぜひこれは議員にお願いなんですけども、ほかの議員さんたちにもお願いなんですけど、本当に危ないと思われる方は、道路整備をやってもらいたい。このことを頭に描いていただいて。できれば、皆様、その時間帯になると不便を被る方もいらっしゃると思います。現に私も夕方5時になると自分の家に帰れない、郵便局のほうから。だから、ぐるっと回って、でも子どもたちの命を守るのであれば、それでいいんだということであれば上須恵、全員一致で通行区分をかけております。

だから、そういったことを議会と行政と住民側、区が一丸となって子どもの命を守る、あるいは高齢者の方々の安全を守るという意味でも、そういった活動をしていただければと思っております。

お答えになったかどうかはわかりませんが、この件については、新原区と真摯に今までずっと向き合っておりますので、十分に承知した上での私からの配慮だと受け取っていただければと思います。

以上です。（「オービスの」の声あり）

○議長（松山 力弥） 町長、オービスの件。

○町長（平松 秀一） ああ、オービスの件。済みません。オービス忘れとった。

この移動式オービスについては、質問をいただいてまだそんなにたっていないんですよ、極端なことを言えば。これ現に粕屋署のほうに要望が出ています。でも、今現在、糟屋地区内で実際に実施されているところを確認したんですけども、捜査とか取り締まり上の問題があつて教えられないということです。車による犯罪とか、道路法違反の抑止力としてこのオービスを含めていろんなその防除的な事業については、今現在交通安全の担当と警察のほうと協議いたしながらやっている。先ほど申しました上須恵の一番田の交差点、進入禁止、時間帯ですね。不定期ですけども、今でも警察が来てやっている。

だから、やっぱり警察もそこばかりでいいんですけども、きちんとカウントしてて、何か月かに1回は必ずつかまっていらっしゃいます。あんだけもう何年かたってるのにやっぱりつかまっていらっしゃる。移動オービスにつきましては、今後も要望をかけていきたいと思います。特に先ほどの道路とか、狭いところについては信号もつけられない。そういった場合に法律的には非常に効果的でしょうから、今後も須恵町のまず第一番にあそこに要望をかけながらやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（松山 力弥） 川口君。

○議員（6番 川口 満浩） 町長からの検討の中で、ゾーン30という話で、私は先ほどの質問の中で、ガードレール、グリーンベルトという提案をしました。その後に、話が出てお答えいただいた中でゾーン30というものを新設というのも含めて再度御質問しようと思ったんですけども、既にお話が出ましたので。

あと、今の移動式オービスですね。これに関しましては協議中というのは現在も含まれているということですので、前回も話に出ました、そういったものが抑止力にもなりますので、ぜひ早く。いつからできるんですかといってもこれは協議中ということでしょうから、いち早く取り組んでいただきたいと思います。

それと、1つの例として新原というところを出しましたけれども、確かに感じるところでそれを私は提案した次第ですけども、須恵町の中でもそういう部分というのは多々あると思います。細かくはあそこをというふうに調べているわけではありませんから、須恵町の中でもそういうのはありますので、その辺は町長のほうも随分理解されているというふうに私は理解をいたしました。

いろいろやるに当たっては、いつからやるのか、予算がどこから出てくるのかということが出

てくると思いますけども、現状ではそういうことを前に進めていくということですので、これは子どもたちのこと、あるいは高齢者のこともいろいろありますので、いち早く取り組んでいただきたいと思います。

最後に、運転者のマナー、子どもたちのマナー、これが事故をなくす一番の策であると私は考える次第でございます。それでも、先ほども言っていたらっしゃいました、事故が起こってしまうというのが現状でございます。起きてから対策を練るのではなく、起きる前に最善を尽くすべきであると私も考えますし、ぜひそれを皆様に思いを伝えて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（松山 力弥） 14番、今村桂子君。

○議員（14番 今村 桂子） 14番議員、今村桂子です。通告に従い、2問の質問をいたします。

1問目は、学童保育の待機児童解消についてです。政府は、新・放課後子ども総合プランにおいて共働き家庭などが利用しやすいように学童保育の充実と質の向上を図り、2021年度末までに約25万人分を整備し、待機児童の解消を図る、その後、女性就業率のさらなる上昇に対応できるよう整備を行い、2019年度から2023年度までの5年間で約30万人分の受け皿の整備を図るとしています。

女性の社会進出とともに結婚、出産後も仕事を続ける女性がふえてきており、子どもを安心して預けられる環境の整備はますます重要になってきております。

資料を見ていただくと、小学校3校の学童保育所の状況を表にしてみました。見ていただきますとわかるように、第1学童が75名の入所数、そして小学校の児童数が723名、割合としては0.1%です。第2小は2つの学童があり、合わせると入所数が126名、児童数は836名で割合としては0.15%、第3小は56人の学童を受け入れており、児童数が472人、割合としては0.11%。これは非常に第1学童としては0.1%の、第2は0.15ということで、少ないようではございますが、人数にしますと第1学童は75人の受け入れ可能でございますが、第2小と同じ割合ですと108.4人入れて、あと33人から34人は入れるような形になっております。

現在、子育て世代の人口増加や、平成27年度より学童保育入所対象者が小学校3年生から6年生に拡大された影響などで、ことし第1小学校の学童保育所入所の待機児童は27名となっております。

小学校3校の学童保育所の状況から、今後の見通しと対応についてお答えください。特に現在既に待機が出ている第1小学校について、施設の増設など、待機児童解消の対応についてお答えください。

続いて、資料の2枚目をごらんください。糟屋地区学童保育所の運営状況です。

保護者会が運営主体では指導者の雇用や働きながらの学童の運営など、役員の負担は大です。ごらんのとおり糟屋地区では須恵町以外の1市6町で外部委託されています。コミュニティを含め、保護者会以外での委託についてのお考えについて、また指導者を募集してもなかなか見つからず、苦勞されています。指導者雇用の行政の協力について、お答えください。

2問目は、高齢者運転免許返納者の反応などについてお聞きいたします。

最近、高齢者ドライバーの事故のニュースが毎日のように報道されています。先日は杉良太郎さんが免許を返納したとのニュースが話題になりました。

須恵町では高齢者ドライバーの事故防止に向けた取り組みとして運転免許を自主的に返納した75歳以上85歳未満の高齢者に毎年度4万円相当のタクシーIC乗車券を交付しています。先駆的で手厚く非常にすばらしい取り組みだと思います。本日は、老人クラブの皆様がお見えですが、大変興味があるところであると思うんですが、この制度はことし4月から実施されていますが、周知徹底は図られていますか。周知の方法についてお答えください。

高齢者ドライバーの死亡事故が多い中、全国的に高齢者の運転免許返納者が増加していますが、4月から何人の方々が返納していますか。IC乗車券が大手のタクシー会社しか使えないとの声を耳にしましたが、返納者の反応はいかがですか。IC乗車券を使用して買い物などに利用しようと思えば、できるということですが、返納者の足を確保するとの目的とは違ってくるのではないのでしょうか。返納の目的ではそういうこともあり得るのかなとは思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

どこのタクシーでも利用できるようにIC環境が整うまでタクシーチケットに変更する、またはICを導入するようにタクシー会社に働きかけるなど、IC乗車券についてお答えください。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） まず1点目の学童保育所の待機児童解消をという御質問なんですけども、これについては1項目ずつお答えする前にこの件については既に子ども教育課長から5月に入って私に報告があつて、まず第1学童保育所の拡充、について保護者の方から昨年からの要望があつてということでした。事情を確認した中で、第1小学校は当初児童数減っていくんだらうなという予測があつては。ところが住宅の部分でそうはならなかった。そういう中で新しい方が入ってこられたというのは新しいサービス、いろんなことで要望なさっていく中で、その中に学童保育所もあるんだということで判断しました。それで、その時点で担当課長には私のほうから施設をつくれという命令をもう既に渡しておりました。そのやり方として、今現在コミュニティの事務局と学童保育所が併設されておりますけども、補助の部分というのは学童保育所しかないんです。もともとの機能からいうと、あれを学童保育所にしてしまいなさいと、コミュニティ事務局につ

いては一生懸命頑張ってもらってる第1小学校のコミュニティですから、新たに校長あるいはコミュニティ関係者と話し合いを持って新設しなさいということをもう既に命令を下さしていた中身でございます。

ですから、一般質問をなさるのは結構なんですけども、まず一番最初に担当課あるいは私のほうにお尋ねいただければ、結論だけは先に聞けたんじゃないかなと思いますので、今後はそういった場合はどうぞ私の部屋にもいらっしゃってください。よろしくをお願いします。

1問ずつお答えする中で、これは以前にも私はお答えしたんじゃないかな、あるいは、私が原稿書いて中嶋町長が読まれたんじゃないかなと思う、頭の中に残っているのが、須恵町の学童保育所というのは、よその町の学童保育所とは設立の趣旨が全く違います。四十数年以上前に恐らく須恵町の初女性議員であった阿世賀千鶴子議員が、働く女性を代表してということで質問をなさった中で、学童保育所をつくってくださいと。我々は今後社会に出て働く必要性が出てくる。子どもは自分たちで守らなければならない。しかし、自分たちが働くことによって、その現場にいることはできないから、それに対する費用を業者のほうから出してくれと。自分たちの子育ては自分たちに第一義責任があるというのは重々わかった上で、行政とタイアップをしながら働く女性の雇用の場を確保していきたいと。要するに、自主独立して、その地域で生活していく。非常に志の高い中身でこの学童保育所というのが当時の町長はわかったということで、その当時は第1学童、それから第2学童、それから第3小学校ができたときに3つの施設、小学校に学童保育所をつくったということです。

ですから、これはもともと福祉事業で教育ではありません。ただ、須恵町というのはそのあたりというのは面白いというか、私が福祉課長、健康福祉課長に平成11年になったときに、要するに学童保育所自体、お前持てと。その後、あの流れの中で保育所も幼稚園もお前が持てというような形になっていったということですね。

非常にわかりやすい制度をつくり上げていった。その中で、この学童保育所、須恵町の理念というのは必ず守っていく。私は今でもそう思います。何もかも人任せにするのではなくて、ある部分ではやはり負荷を感じながら、それが子育てなんだと。自分たちに足りない部分をきちんと面倒見てもらおう、それが行政の役割なんだと。このラインというのは、非常にその当時の阿世賀千鶴子議員の理念というのは正しいと今でも思っています。

ですから、そのあたりをお含みおきいただいた上で、1問ずつに対してお答えしていきたいと思えます。

まず1点目の3つの学童保育所の上限というのは、先ほどそれこそ副議長がおっしゃったとおりの中身でございます。第1学童について75名の定員に対して102人の申し込みがあった。27人の待機児童が出てますよということもちゃんと受けております。結果的に高学年の入所が

かなわなかった。これはもう私自身もゆゆしき問題だということで、先ほど言ったように、今回質問なされるとか、保護者のほうから請願が上がる前にもう既に命令をやって担当課集まれという命令を下しておりますので、そういうお答えになってしまうと思うんですけども。

今後の第2学童については、127に対して126名。

第3学童は80名に対して56名。要するに定員内で運営されているという状況で、報告は受けています。

今後の見通しとしては、来年度入学する保育園卒園児は本年度と比較して11人の減になります、全体の。令和3年度は増加になり、そのまま若干の減少として今の横ばいの状態が続くだろうという統計調査を私のほうに報告しているところです。

従いまして、第2学童、第3学童については、今の状況で運営していただくというのが一番いいのかなという形で思っています。

2点目、3点目の第1学童保育所の待機児童解消の対応、増設の対応はというふうに、先に結論を申し上げましたように、課といたしましては、総務課、まちづくり課、当然子ども教育課、それと建築部になるであろう、都市整備課ですね。担当課長のほうに早急に取りかかれと。その中でコミュニティ事務局のほうとももう協議をやんなさいということで、命令を下しておりますので、2点目、3点目のお答えに対してそれで御納得いただけるかなと思います。

4点目の指導員の募集については、他市町でも応募の方法等をお伝えしたりとか、保護者会に。町のホームページ等にも掲載したり、情報があればその都度お伝えしています。保護者会に任せっぱなしとは考えておりませんで、もともと私自身も健康福祉課長をやって保育所の問題とか、それから続く、教育長になったとき、今度学童保育所から全部つながっている問題点も十分熟知しておりますので、そのあたりについては必ず町に相談してくださいという形で人材を確保、相談には乗るようにしています。ただ、今、なかなか手が足りないのも、事実です。ただ、一生懸命行政のほうも努力はしています。

5点目の、保護者会以外への委託についてはということですが、先ほど言ったように、私自身は1、2、3は今の状況で保護者の方々に担当課からその理念とかやはり自分たちの子どもに任せっぱなしではなくて、かかわっていくということは大切だろうということで、3園の運営については委託というのは今しばらく考えたほうがいいのかなどは思っている。ただし、いろんな、どういしましょう、放課後のお子さんの教育の問題を考えたときに、1、2、3だけじゃなくて、選択肢として民間の学童保育所、要するに、どういしましょうかね、塾とか英語教育とかいろんな形のパターンを持っていらっしゃる、あるいはスポーツに特化されたような学童保育所も全国にあるみたいですけども、一応、そのあたりにもお声かけはしております。これは、町にはつかないけれども、私立がそういったことをなさる場合は建築費の補助が出るんです。その

あたりを今現在の認可保育園、3園ございますので、やりませんかという話は持ち掛けるようにしているんです。

既に、1社、調査という形で明道館の理事長のほうにこういった制度がありますよという話をしました。そうすると明道館の理事長はそれ結構補完的な事業になるよねと。やってみたいなどいうことで、今、要するに資金の問題も含めて準備に入っていらっしゃる。されるかどうかはまだ報告は受けてないんですけども、そういった形で、要するに全町的な、要するに第1学童に入れない人であっても、極端なことを言ったら、そこはちょっと、でも預けたいなどという場合の補完的な機能として民間の学童保育所もあっていいんじゃないかということ、3園の認可保育園のほうに話を持ちかけようかなと思っています。なぜかというは今言ったように明道館の理事長にお話をしたら、何ば言ようってと言われんやっただけです。基礎調査の基礎調査ですけど、ちょっと言ってもいいのかなということ、近々その話は具体的に子ども教育課のほうからさせたいなと思っております。

学童保育所については以上でいいですかね。

高齢者の運転免許証の返納についての質問です。これはそれこそ4月に始めてまだ6月なんです。いろいろお尋ねいただいておりますけども、まだまだ私たちのほうも、どうなっただと言われても始めたばかりでお答えしにくい部分がたくさんあります。

ただ、ここ1カ月の間にどれほど大きな事故が起きたか。それを考えるとこれはまさに先ほど言ったように、糟屋地区均一の制度ではなくて、須恵町独自で取り組んだ、まさに先駆的な免許証返納制度だと思います。それによって、あとで数字とか細かくは言いますが、非常に好評です。いろんなことを飛び越えて、やっぱり、どういでしょう、事故に遭われた人のほうが確かにかわいそうだし、起きちゃいけないことなんですけども、じゃあ事故を起こした高齢者の方が悪意を持って事故を起こされてるのか、そうじゃないんです。身体的能力とか。突然この前の事故は、まだはっきりは出てないけども、足が動かなくなって、奥様が下にもぐってそれをやっているさなかにぶつかったような報道もなされています。そういったことを考えると、なるべく早目に、ちょっと危ないなと思ったら返納していただきたいという思いです。これは、要するに被害者・加害者、どちらにもならないという制度で、これは、今、議長席に座っていられませんが、総務建設産業委員長をなさっていたときにこういう制度をやりたいといって昨年強く、行政が言うよりも議員提案でもいいからとにかくやりましょうといった熱い思いでつくった制度でございます。

まさに中身で言うのは、現実的に須恵町以外では起きているということです。そういったことを考えると、私は、きょうもたくさん。今、シニアクラブになってますね。シニアクラブの会員の方々には本当にかわいがってもらっていますので、その方々がいつまでもここに笑ってい

ろんな場所に出てきていただいて活躍していただく、そういうまちづくりをしたいなと思った一端としてこの制度を作っておりますので、御理解いただきたいなど。

1 問目の周知方法についてですけども、広報紙、町のホームページ、県のホームページ、そして、シニアクラブ等でのPRを今現在、精力的に行っている。まだ2カ月ですので、そのあたりは御理解いただきたいかなど。粕屋署の窓口のほうでもぜひそのあたりはPRしたいなということで、交通安全の担当のほうにも言っております。

4月からの人数ですね。6月1日現在29名いらっしゃいます。それで、返納者の反応自体はそれぞれ担当課の総務、交通安全のほうで非常に好評でございまして、後で全部お答えしますが、全般的には皆さん免許証を返すことによる遊び心といいますか、のほうが強みたいで、返された方にはここにこ笑われて、nimocaのカードをもろうたということで非常に喜んでい。大手タクシー会社しか利用できないということです。

これは確かに今福岡県内も今このICカードのタクシー、ふえてきています。それで、今現在、福岡都市圏で2万台を超えるIC対応の車両がふえているということです。

5問目のICカードを使って買い物などで利用できるとの声があるが目的が違うのではないかと、これは、一番最初はタクシーチケットと確かに私も言いました。それは私の勉強不足で、要は、もう今、タクシー業界自体が初乗り運賃のタクシーチケットはもう出さない。本年度いっぱい中止するという事です。もともとなぜそんなことをタクシー業界がやっているか。要するに、もうICに変えようとしているんです。

東京に行かれたら、副議長さん方はよく公務で東京へ行かれると思いますけども、私も東京というのは、福岡もそうですけど、東京に着いた途端、帰るまで現金一銭も使いません。交通系で全てのことが賄える、極端なことを言うと、はいと言えれば全ての飲食店、全てで使えます。国自体も、要するにキャッシュレスにやっついていこうとしているさなかなんです。それに、私が勉強不足でタクシーチケットとあって混乱を招いたんですけども、要はタクシーチケットよりもやはり広範で利用できるということ。

それと、シニアクラブの方々いらっしゃいますけども、私はこのタクシーチケットの利用方法として、これからあくまでも福祉タクシーチケットとは違います。その方の弱者的な部分を補うために、初乗りの運賃をあなたが使ってください、これが福祉タクシーチケットです。

今回からシニアクラブに御説明申し上げたのは、返納していただくと4万円相当をプレゼントしますよと。これは福祉チケットではありませんから、お孫さんが使われようが、それで買い物なさろうが、それはどうぞ御自由にということは僕ずっと説明してきておるんです。それをタクシーチケットに戻すとするとタクシーにしか使えない。

恐らくこの御質問の中の趣旨には、当町にある運輸会社に対してかわいそうじゃないかという

ことも一部含まれているのかなという気もするんですけども、この件についてはもう日本全国の運輸業界がIC化をやるんだと。であれば、そのタクシーチケットのうち、タクシーチケットやない、カードやったら使えないとおっしゃっても、申しわけないけども、世の中がそうなっているんですから、自分の会社のインフラぐらいは自分でやってくれと。そこにまで補助は出せませんよという、今、過渡期の中で、よそのまちよりも早くこの制度をつくった、ちょっとひずみが出たのかなと思っています。ですから、このICチケットに関してはどんどん広報活動をやって、既に当初計画した予算を9月議会で追加補正、あるいはぎりぎりもって12月補正するぐらいに皆さん今返納していただいている。それを補う補完的な事業として、一度説明申し上げたかと思えますけども、今現在、コミュニティバス回していますよね。山間部、山間部といったら怒られますけど、佐谷の観音谷地区とか皿山地区とか、なかなか車が入り込めない大間地区とかそういったところには10人乗り程度の部分で検討をやらなさいということで既に検討に入らせておりますので、これもおくれ気味になっておりますけども、これをやることによって要するにタクシーチケットとして使う人も、ある程度こういう交通機関のほうで来れば、公共バスがあるわけですから、そういった補完機能として、福祉バスじゃないな、コミュニティバスの拡充をしていきたいなと思っている。

総括として、今現在の状況はどうなんだということでしょうけども、5月31日現在で昨年1年間で返納された数の1.5倍、ですね。そして最終的には前年度比、10倍を超える返納者になるという形で考えております。

あくまでもこのカードというのがシニアクラブの会員さんも含めて75歳から85歳までのプレゼント事業だと受け取っていただきたい、そこに遊び心があって、ICカードでコンビニ行ってシニアクラブの帰りがけに何か買って帰ろうかと。そういうことにもコミュニティというか、皆さん、使えると思いますので、まだこの制度はつくり上げたばかりで、不備な点も多々出てくると思います。この1年間かけて検証して、それで高齢者、私は高齢者という言葉を使わないとシニアクラブで言いましたので、75歳以上85歳の方々には、このプレゼント事業はずっと続けていきたいと考えておりますので、制度を温かく見守っていただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） ただいま詳しく説明をいただきました。第1小学校の建設、新しく建設をしていただけるということですが、子ども・子育て支援整備交付金などもございますので、それを活用しての2分の1というんですかね、というふうな交付金がたしか。学童保育所だとそういう補助金があるということで、ちょっと私も頭に入れてたんですけど、コミュニティのほうに入れていただくということで、今後、そのコミュニティ事務局の2階をいつから

使えるように学童の方たちはなるのかということと、その後、コミュニティ事務局をどこに移すのかということをお聞きいたします。

それから、この表を見ていただきますと、2小、3小、保育所の入所が5歳児、4歳児と端のほうにあると思うんですけども、これは1年後には5歳児が1年生、そして、2年後には4歳児が上がってくるわけですね。これが小学校1年生に上がる時は約8割ぐらいが学童に入るといふふうに言われております。これを見ると、第1学童は新築をされるのでキャパは大丈夫だと思うんですけども、第2学童が今127名、それが4歳児が上がってくるようになりますと1年、2年、3年でも163という数字になるんですね。

第3学童に対しましては、1年後、2年後で97名ということで、ここも17名、80%見ても、上がってくるということで、ここ二、三年非常にふえて、その後、多分その数字が落ち着くんじゃなかろうかという予想ができるところでございます。

その辺、先ほど町長のほうが民間の学童保育所に声かけをしていくということを言われましたので、この辺を強く押していただいて、施設をつくらなくて済むような形で学童の待機が解消できるような形を早急につくっていただかないと、1年後2年後は大変なことになります。

第2小に対しましては、旅石地区が第3小に行くので、少しはいいのかなと思うんですけど、第3小が今度は新原が新しい団地ができて、そして旅石地区の人たちが来るということで、ただし、第3学童に対しましては横の部屋とかがあいているので、その辺の対応も出ているのかなと思っております。

その辺の町長の考え、二、三年後のことを考えて、民間のほうに早急に移していただけるかどうか。多分それができれば、これは解消するのかなと思うところでございます。

それから、一応、免許返納に対しまして。実をいいますと、昨年やめられた議員さんが、目的が違うんじゃないかというようなことをちょっと言われましたので、このICカードの利用目的ということを質問させていただきました。

しかし、今、町長のお話を聞きますと自由に使えるプレゼント事業であるということで、これは大変高齢者の方からすると魅力のある事業だと思いますので、一番の目的は免許を返納していただくというのが目的でございますので、この辺をもうちょっと前面に押し出した広報活動をしてもいいのかなと思っております。

今、IC乗車券となっておりますので、乗車が目的かなというふうに私たちも議案が出たときには思っておりますし、前の議員さんたちもそういう形で審議をしたというふうに思われておるようでございますので、非常に免許返納に対しましては、魅力ある事業だと思いますので、その辺もお願いしたいと思っております。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） コミュニティの移動の時期がいつか、先ほど言ったように、今早急に命令しているわけですから、いつだと言われても年内に早急に立地の場所を決めて、できれば年内に設計まで出せという形でございます。

その間は、第1小学校の校長にお諮りして、何らかの形で補完できる場所があれば、ある意味、強制的にもお借りしようかな、当面は。それしかないかなと。

それと、2番目に質問された、2小と3小についての質問は通告にないから私、データありません。その資料もきょうの朝いただいたんです。だから、なるべく早目にいただかないと政治判断になりますので、ここで軽々しくちょっと言えませんので。ただ、申しあげましたように、補完的な事業として民間の学童保育所の経営というのは私は積極的に何も3園、認可保育所だけではなくて、他の企業の方々が面白いサービスを持ってきて、送り迎え付きの学童保育所をやってもらえるのであれば、私は大歓迎して。そのあたりで新しい選択肢ができるのかなと思って。

それと、免許証のほうは別に答えなくていいですかね。頑張ります。

以上です。

○議長（松山 力弥） 今村君。

○議員（14番 今村 桂子） コミュニティの事務局が移動するのはできたときにということでも1年後ぐらいを予定しているんだと思うんですけど、この間、陳情に対する回答をちょっと見せていただいたときに「家庭科室を利用する」と書いてありました。それで、家庭科室に関しましては、コンロもありますし、包丁等もありますし、走り回ってテーブルの角などに頭をぶつけるとか、テーブルは移動できませんので非常に危ないという保護者の御意見が出ておまして、もうそこだととても危険なので、ちょっと利用ができないと。

あとは、わくわくルームを前回使わせていただいたことがあるということで、これを日常的に利用できれば、一番いいけどなということでございます。その辺、やはり生活の場になりますので、子どもの安全が第一でございます。そこで利用できる教室も日常的に使える教室、2小に関して言いますと和室があったということで、しっかりと。よかったんですけど、3小に関して安全性のある教室ということで、これもよかったんですが、ちょっと家庭科室というのは危ないので、その辺の検討をお願いいたします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。

大変免許返納に対するプレゼント事業も好評ということで、補助金が足りないぐらい好評ということでございますので、その辺と、それから、学童も新しくコミュニティの部屋を使えるということであれば、非常に使いやすいということで、保護者、また子どもたちも喜ばれると思いますので、今後その推進をよろしく願いいたします。

以上です。

.....
○議長（松山 力弥） ここでお諮りします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松山 力弥） 御異議なしと認めます。よって暫時休憩いたします。
再開を10時35分といたします。休憩に入ります。

午前10時23分休憩

.....
午前10時35分再開

○議長（松山 力弥） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8番、世利孝志君。

○議員（8番 世利 孝志） 8番議員、世利孝志でございます。通告に従いまして質問させていただきます。

前段でございますけれども、我々は町民の代表として、町民の声を聴き、そして精査し、そして解決できるものは解決をしていくというような方向で考えておりまして、決して苦情処理ではございません。町民の安心と安全を願って質問するわけでございます。

そこで、須恵町の中心を流れている須恵川は町民の憩いの場でもあり、体協など、町民で美化作業に取り組んでみんなで守っているところであります。

河川については、県の管理下ではございますけれども、それは重々承知しておりますが、あえて質問をさせていただきます。

質問内容は、須恵川河川敷道路の整備と歩道に危険防止のための看板設置についてということでございます。場所といたしましては、須恵古宮橋下流から巡原広場県道カルバートまで約200メートルの区間が雑木、雑草が覆いかぶさり、やぶになっています。

以前は地域で草刈りなどを行ったこともあり、通り抜けできましたが、現在は覆いかぶさっているため地域の力ではなかなか困難でございます。従来のように歩行できるよう住民の方の要望があります。

また、反対側ですけれども、カルバート側の反対側の右岸側では公民館下から張り出し歩道が設置されています。通学路や地域の皆さんの生活道路として利用されていますが、特に朝方スピードを出した自転車が走行するため非常に危険であります。対策はないものかお尋ねします。

質問事項といたしましては、1番、左岸側の整備について歩いて通れるように定期的に草刈り等を実施し、整備されないものか。

写真をつけておりますけれども、なかなか古宮橋下側からとカルバート側から見た写真をそこ

に2枚つけさせていただいております。

左岸側の整備について歩いて通れるように定期的に草刈り等をしてもらえないかということです。

それと、2つ目でございますけれども、これも写真を2枚つけさせていただいております。張り出し歩道に看板の設置について。歩道の目につくところに看板を設置されないものか。これという、昨年、町のほうにお願いして看板をラミネートばりでガードレールに設置させていただいておりますが、ガードレールの側面のため、自転車から目につきにくく効果がないように思われます。この対策について2点でございます。よろしく御答弁をお願いいたします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） それでは、お答えしたいと思います。

きょうは傍聴の方がたくさんいらっしゃいますので、2級河川の取り扱い、河川のそのあたりを若干触れた上で今回の御質問、できるのかできないのかという方向でお答えしたいと思います。

2級河川というものは県が管理しておりまして、これは日本の法律の中でも強い法律、河川法で何人たりともさわれない。要するに河川管理者以外はさわってはだめなんだという法律です。その法律に関連してあるのが災害復旧法とこれはセットになっています。

ですから、河川というのは、シニアクラブの方々がいらっしゃいますが、見るとこういった形で堤防があり、内側があつて河床があります。河川というのはこの外堤から内側まで全部を河川という。今、管理道を通れるようにとおっしゃったんですけども、あくまでも河川法上は堤防です。何人たりともさわることができない。本当は通っちゃだめなんです。

それが皆さんが今現在通っていらっしゃる。舗装されていますよね。通っていらっしゃる。でも、あれ、河川という、本来は通れない。

ところが河川の周りに住宅等が張りついて、要するに河川の堤防上を生活用道路として利用するのが利便性が高いんだという場合については、須恵町役場が今でいう県土整備事務所というところに申請を出す。その際も河川の内側の堤防は絶対さわらせないんです。さわっちゃだめなんです。堤防の上、これを切って舗装することもだめなんです。

なぜかという、須恵町の河川の流量計算が終わって、あの堤防の高さでないと災害が起きるという堤防なんです。だから、もし須恵町が要望をかけて道路をつくる場合、その堤防の上に道路構造上の路盤を入れて、表装のアスファルトをして、外堤も崩落しないようにきちんと防護柵をやる。要求されるのが、堤防の外側の水路関係ですね。堤防を侵さないように水路をつくりなさいと、そういった命令を受けた上で今現在使っていらっしゃるのが須恵でいうと、川内の右岸側です。川の上から見て右側、右岸になります。町道認定をかけている。

反対側については、要するに利用者の量の問題。須恵区から実際にそれで町道認定の要望があ

しょうとすぐ言いたいんですけども、これは意外と大きな問題ですから、地元の須恵区の区長さんに、地元議員のほうから、こういうものがありました、内容について相談がありましたかという確認はしております。それについては、正式な話はお聞きはしていない。

ただ、当時は刈りよったもんなどということですね。ですから、あくまでもこの河川堤防についてはなかなか我々のほうもやれば便利に見える、きれいに見える、でも、そのこと自体が大きな問題を引き起こす。非常にこれは大きな問題。ですから、一概にじゃあすぐ刈りましょうという話にはならない案件です。

ただ、それをやるかやらないかは、県土整備事務所河川管理のほうがりましょうという場合については、自分たちが河川管理をするためにやるということ。だから、生活道として通りやすくするためにやるではありません。このことは十分御理解いただきたいと思います。

それともう一点、右岸側のちょうど総務建設産業委員長の田ノ上議員の、ちょうどカーブのあたりから張り出し道路をつくってます。今現在、要するに自転車でそのままずっと走っていく。今、スマホをやりながら我が物顔に前も見らずに歩いていく。そういうところで非常に危険性が高い。

特に、今、散歩とか、そういったことをなさる意味で前回看板をつけましょうということで、これでいいですかということをやったときには喜ばれたんですけど、要するに、それでは効果がなかったということでしょうから、この点については都市整備課のほうと区長さん、それと、当然地元議員も立ち会うというか、その話し合いの場においていただきたいんですけども、どの方法が一番いいのかということは検討させた上でしたいと思います。

ただ、あれ、張り出し道路の構造というのは力学的に、右岸側から見るとこれが歩道です。あれ、L字になって、土鋸でとめているだけなんです、20世紀に。余り深く掘れないんです。掘ることによって構造上問題がある、逆に。

だから、強固な設備というのはなかなかつくりにくい。だから、違反になるのかも。基本的には違反になるのでしょうけども、転落防止柵、皆さんがガードレールに張ったときに縦向きに見えるようにということも1つの案でしょうから、この点については担当課と地元の区長さんと地元の議員の方に話し合いというか、どの方法が一番いいのかということで話し合いを持っていたいて、結論づけていただければ、それについては予算をきちんと交通安全対策というものからつけて対応したいということ。です。

○議長（松山 力弥） 世利君。

○議員（8番 世利 孝志） 町長の答弁はよくわかりました。張り出し道路につきましては、看板を何とか自転車にわかる方法でお願いしたいということで、この件については、もちろん前区長のときにもこういう要望でたしか町のほうに出してあったと思っておりまして、なかなか実現

に至らないということで、2つの張り出し道路については承知いたしましたわけでございます。

それと、河川の道路ですけども、これは生活道路という意味で出したわけではなくて、もちろん舗装ももちろんすることも要らんとしますし、あそこはもう夏になるともうホタルが出現してホタルを見にとという親子連れがあるかもわかりませんが。

それと、県のほうに要望していただくということで、早期解決をしていただきたいわけでございますけれども、あそこはちょうど河川敷と県道とちょっと密着してしまっていて、県道、筑紫野・古賀線の法面でございますけれども、これはちょっと違うんですね。覆いかぶさるということで、この覆いかぶさったものが県道の法面の雑木が覆いかぶさって、もう道がジャングルのごとになっているような状態で、地域ではもうできないということでございます。

これはあわせて、県に言うたら河川課といたしましょうか、河川と道路とまた違うポジションとしますけれども、県道の法面の雑木についてもぜひあそこも切っていただいて、美観上よろしいようにしていただきたい。

県道を、ちょっとあえて言いますけれども、県道の須恵中央駅からずっとカルバートの先まで、これは地元の県会議員さんがおられまして、県会議員を通じてお願いし、左岸側については須恵の中央駅からずっと、何といたしますか、いわゆるカルバートの先まで30年度、前年度刈っていただいています。右側のほうにちょっといってたんですけども、どうしても県の予算ではなかなか難しいということでございますので、あわせてその河川敷のその道と県道の法面、あそこを2つ解決せんとどうしてもあそこはできないんじゃないかなということを考えておりますので、あわせてできるものなら要望をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 先ほども申し上げたように、要望をかけてなるべく美観的にやってもらいたいなあとは思いますが、なかなか。あくまでも堤防という捉え方をしますから、あの部分というのは刈りたがらないというのが実情です。ただ、一応、担当にはもう行かせておりますので、早急にその結果については御報告します。

○議長（松山 力弥） 世利君。

○議員（8番 世利 孝志） わかりました。ちょっとこれも県道のも載せてなかったものだから、あわせてということで、一応確認させていただきました。

そして、県道はずっとあそこが現在までずっと放置してありますので、放置状態ですので、何らか手を打たないかんとということで今回させていただきました。どうぞよろしく執行部のほうでとりはからいをよろしく願いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（松山 力弥） 7番、児玉求君。

○議員（7番 児玉 求） 最後になりました。日本共産党の児玉求です。一般質問をいたします。

1 問目、無料低額診療事業の周知、助成、窓口案内を要望しますというのがまず1点です。

皆さんは保険証がなくても診てくれる病院があることを御存じでしょうか。お金がなく、保険証がなくてもまず命を救う医療につなぐための入り口、無料低額診療をしている病院であります。

本町は、平成30年6月1日現在で国保3,694世帯、高過ぎる国保税のため、滞納495世帯、短期保険証389世帯あります。

この無料低額診療の対象となる人は低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、生計困難者の方々であります。全額免除の基準は、1カ月の収入が生活保護基準の120%以下、一部免除は140%以下です。これはあくまでも一時的な措置で、期間も限定的な運用なので、本来の社会保障制度につなぐその入り口というふうになっております。

1、国保税差し押さえ世帯の病気治療対策は、なされておられますか。

2、本町に無料低額診療の病院の必要性は認識されておられますか。

3、ホームページ、情報の掲載等、考えておられますか。

4、保険薬局は無料低額の適用がありません。薬代がかかります。一部助成を考えるとはもらえませんか。

5、教育長より、小中高校の校長へ無料低額診療の周知要請をお願いいたします。

2 問目、子どもの医療費、中学校卒業まで窓口負担なく完全無料化へ。

糟屋郡1市7町では子ども医療費助成を、入院費は中学3年生まで、古賀市は18歳まで、どちらも窓口負担はありますが、助成がされております。

しかし、助成内容に違いがあり、どこに住んでいても等しい医療が受けられるよう、国の制度創設が急がれております。入院・通院ともに窓口負担をなくして無料化が中学3年生までという自治体が全国9割の時代になっております。

糟屋地区町長協議会、また糟屋医師会と協議され、実現をお願いしたいと思います。

1、中学卒業まで入通院完全無料化の予算額はいかほどになりますでしょうか。

2 目、全国保険医療団体連合会の調査では、医療費の無料化で、早期発見早期治療で長期的には医療費無料化したことが医療費の医療代を押し下げる効果が報告をされておりますが、どう思われますか。

以上、町長の見解をお願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） 今回の児玉議員の質問は、日本共産党の方針、あるいは児玉議員の政治姿勢として御質問なさってるんだらうと思いますけども、若干、無料低額診療事業の周知、助成、

窓口案内を要望しますという中身の中で、質問要旨の1番目、国保差し押さえ世帯の病気治療対策の何が対処するのかという質問、これは全く別の制度ですね。おわかりになりますか。全く違う内容のことを要するにその部分で質問をなさっているのです、お答えはしますけれども、どう答えていいのかわかりません。質問の意図とか趣旨が非常にわかりにくいような内容になっている。

まず、きょう、傍聴者の方々もいらっしゃいますので、若干、無料低額診療事業について御説明申し上げます。

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に「生活困窮者のため無料または低額な病気で診療を行う事業」というのがある。「経済的な理由によって適切な医療を受けることができない方など、さまざまな事情で医療機関を受診できない方に対して、国や県、市町村ではなく、医療機関が独自に無料または低額な料金で診療を行う事業」、行政が責任をもってやる事業ではないということです。受診できる医療機関はこの事業を実施している医療機関で、福岡県では15カ所、そのうち福岡市内で8カ所の医療機関で実施されています。この事業制度は対象者の方の生活が改善されるまでの一時的な措置であり、健康保険加入、または生活保護開始までの原則1カ月、最大3カ月を基準として運用されます。よって、永久に無料であるとか低額で受診できる制度ではございません。

須恵町においては生活困窮者の相談窓口として社会福祉協議会や健康福祉課で対応を行っており、病気になってからの相談である対応病院の1つの情報として職員が把握しています。

通告の内容について一つずつお答えしますが、先ほど言った国保差し押さえ世帯の病気治療対策というのは何か対処されているのか。これは、差し押さえ対象は預貯金です。預貯金となっており、国保滞納税に充当されておりまして、保険証または短期証が交付されますので、医療機関での受診ができないとか、そういった話では全くございませんので、その点は御理解いただきたいと思っております。

本町に無料低額診療の病院の必要性は認識されているか。これは児玉議員は必要があるという質問でなされた内容なんでしょうかね。要するに、補完的な事業ですから、たかだか2万8,000人の町にこの低額診療ができる医院をわざわざつくる必要はないんじゃないかと思っています。それは御党と非常に関連のある医療機関、須恵町からでも20分で行けるし、その診療所もあるわけです。だから、わざわざそれをつくる必要はないんじゃないかなと判断する。

次に、3番目にホームページ、町報への掲載、窓口案内のパンフレットの設置等を考えておられるかという質問ですが、今現在、この制度でいうのは、要するに須恵町内に住民票がある方とか、基本的にはそういった方々は、議員がおっしゃる低所得者であろうが国保の滞納世帯であろうが。その方々というのは法的に守られるわけですが。要するに、一番問題なのは、須恵町に全く見ず知らずの人が来られて、倒れられている。でしょう。それとかホームレスとか、そう

いった方々に住民票を与える作業。住民票を与えて、医療機関で受診できる、その住所地での国民健康保険の発行とか、そういったのが行政の役割だと思う。

そうじゃないでしょうかね。ですから、あえて、極端なことを言うと、須恵町の2万8,500人の町民の方々に該当する方はいらっしやらないです。わかりますか。

この制度を利用できるかできないかというのは、もしそういった方々があらわれた場合に迅速に対応できるように、社会福祉協議会の職員、健康福祉課の職員が熟知している、そのことが最も大切なことです。ですから、広報活動をやったからといって、この制度が非常に円滑に回るか、その町で。全く回らないと思います。

この制度の趣旨を御理解いただきたいなど。ですから、今のところ、私自身、ホームページに載せるとか、町報で掲載をやって啓発活動をやるとか、そういったたぐいのものではないんじゃないかと思います。

4番目に、薬局等で、要するに無料低額診療事業の適用がない。これは正常のことです。ごまかして、我々、単独の町で予算要求できるわけです。

我々は、要するに、国民健康保険、あるいは社会保険診療報酬団体に加入しているわけですから。そのルールにのっとってやっているわけです。ですから、要するに病院で治療をやっても、今は制度上薬局でもらえるというだけなんです。その医療機関の中で最低の医療は受けられるわけです。薬剤にしても注射にしても、それ以外の常備薬として薬局に行ってもらっていらっしやるだけなんです。今は分離しているだけなんです。昔を考えてください。医療機関の中でお薬ももらってたじゃないですか。そういうことになろうと思います。

だから、この点についても、単独の町で予算をどうのこうのと、これ国の制度。

要するに、国も県もしませんよ、町の事業でもありません。でも、その住民票もないような方々とかホームレスの方々を救うための制度として医療機関が率先してその部分で名乗りを上げてなさっている。その部分について我々としては予算をやるやらないというのは、この町が審議することではなくて、国ないし県が考えることだろうと思う。ですから、この点については、私はお答えができないということでごまかします。

5番目の教育長より小中高校への無料低額診療の周知、要請をということでごまかすけども、須恵町の場合は、もう何度も言っているように、須恵町の教育システムというのは、よその町よりも進んでいます。スクールソーシャルワーカーを独自の町で職員として雇い上げるわけです。スクールソーシャルワーカーの役割というのは、要するに学校での生活態度の問題ではありません。生活環境が悪いか、あるいは子ども一人で生活している、そういった把握もできるわけです。そういったことに踏み込むべきための制度としてスクールソーシャルワーカー制度、導入しています。1人では足りませんから、1名入れたので、2名のスクールソーシャルワーカーを入れて

おります。

そういったことを考えると、教育長に無料低額診療の周知、徹底をする以上のことを須恵町はやっていると御理解いただければと思っております。

1問目については以上でございます。

この2問目の子どもの医療費、中学校卒業まで窓口負担をなくして完全無料化へと。これは、児玉議員の政治姿勢でございましょうから、質問をなさるのは当たり前だと思います。御意見は真摯に受けとめますけれども、きょう冒頭に言いましたように、私自身が2万8,500人の方々に延べできちんとした福祉にしても社会保障にしてもインフラにしても提供しなければならない。その中で、突出したその部分だけを抜いてやるということは、やる場合もございませぬけれども、常におっしゃっているこの部分というのは、やったほうがいいのは決まっています。

ただ、それをできるだけの体力が須恵町にはございませぬよ。だから、糟屋郡、あるいは1市7町と話し合いをしながら、皆さんと足並みをそろえてやっているわけです。それにもお金がかかる、かかるんですよ。じゃあ医療費、負担なくやってくれ、そこで財源かかる。

よく児玉議員は国民健康保険、高いから安くしろと。ただにしろとかね。定額の部分については、どうなっているんだという御質問をなさるじゃないですか。これを全部バランスじゃなくて突出してそんなことをやってたら、国民健康保険税上げざるを得ない。したってできないでしょう。ということです。

だから、きょう冒頭に申し上げたように、やっぱり政治というのはバランスなんだと。須恵町だけが突出してやるわけにはいけないんだと。1市7町で話し合いを持って、その中でやらざるを得ない。

ですから、児玉議員におかれましては、この件については共産党議員として、各町の共産党議員の方々、あるいは県議会の議員の方々と話されているこの制度については、県で取り上げてもらう問題だろうと思います。須恵町単独でやれるだけの体力はございませぬ。ほかのこともいっぱい皆さんも要望なさるわけです。ですから、冒頭のお答えとしてはそういうことでございます。

ただ、この問題についてきちんと御質問があったわけですから、説明申し上げますけれども、子ども医療費の無料化につきましては、これまでに3回同じ質問があり、その都度お答えしてきたかと思えます。前回、平成28年度3月議会でのこの御質問、同年10月1日より子ども医療費の重度障がい者医療の助成拡充をしたところでございます。子ども医療におきましては、小学生通院の公費助成を拡大し、入院の本人負担の上限を10日から7日へ、最大3,500円の自己負担としています。また、新たに中学生の入院についても1日500円の本人負担で上限を最大3,400円の公費助成を拡大しています。

糟屋地区1市7町の中で、古賀市だけが18歳未満の入院について自己負担ありの助成を行っ

ておりますけども、これは、それこそその当時の市長選挙絡みで公約で掲げられたんですよ、1市7町のルールを無視してですね。その中で、公約で入院についても無料化として言われたんです。でも、財政状況などから、18歳未満の入院についてのみ公費助成を行う。だから、非常に流動的な取り扱いをなされたということでしょうね。

それで、入通院とも無料化が中学3年までという自治体が全国の9割という数字は、恐らく厚生労働省の平成29年度乳幼児等医療費に対する援助の実施状況の調査内容からの抜粋ではないかと思えますけども、確かにこの調査結果では9割という数字が出ておりますが、この9割という数字の中、公費助成を実施している市町村数なんですよ。だから、無料化という意味ではないんです、この9割というのは。それぞれの段階によった公費助成の分が9割ありますよという。御質問の中身というのは9割あるんだ、無料化が。ではありませんので。

自己負担があるところも多く含まれているということです。この点は御理解いただきたい。そうしないと、きょう傍聴に来られている町民の方々が、須恵町ってけちやな、何でせんとかいなと。

うちもちゃんとしてます。してるけれども、おっしゃっている医療の完全無料化はやっていないということです。そのことは御理解いただきたい。

本議会の一般質問の冒頭にも途中でも申し上げたように、糟屋地区の市町長協議会等で今現在もこの問題については折に触れて協議をやっています。やはり皆さん私も含めてやりたいのはやりたいんですよ、町民の方だって喜ばれるわけですから。

でも、それがなかなかできない事情、各自治体ばらつきがある。そういった中で、須恵町が突出してやれるだけの材料費も今はございません。

きょうは、丁寧に一つずつお答えしますけども。中学校までの入通院、窓口負担なしの場合の予算額はということで、よくここの数字でおっしゃいますけども、須恵町での近ごろのデータにおいて、517名、国保で286名。計803名いらっしゃいます。ところが、診療データになると国保しかないわけですよ、須恵町はね。ですから、なかなかわかりにくい。中学生の通院までを無料にした場合には496万円の増額になります。小学生については、現在の公費負担額は8,882万円です。使っていないんじゃないんです。使ってるんです。入通院を無料化した場合、約1,826万円の増額ですね。総額で2,322万円の公費の増額になります。

2番目に、全国国保医療団体連合会の調査で、無料額も横ばいだと。これ、それぞれ捉え方もあると思うんですよ。だから、この数字自体が正しいのかどうか。それは相手が受け取りやすいデータで出すわけですから。一概にそうなのかなと。ただ、この点については、医療関係の受診状況等を踏まえながら、今後検討してみたいなど。もし上がらないのであればやれるんですけど、どうなのかなという状況でございます。

それと、これは、今、口頭ではおっしゃられなかった。通告の中に、子どもの教育に県の委嘱を受けている本町としてはと。これは何の委嘱を受けているか質問してもらわないとお答えできない。中身がわからないんです。意地悪で言っているのではないです。真摯にお答えしたいから言っている。

教育だけでなく子どもの健康を重点目標とすべきであり、率先して取り組む必要があると思いますが。これは議員御存じのとおり須恵町というのは健康対策というのはよその町よりもやっています。やっています、間違いなく。自校方式の給食もございます。子どもの心身の健康管理については各学校にちゃんとそれ専門の職員を配置している、県がですね。それに足りない部分については、町の保健師を1名動員で入れています。ちゃんと管理やっています。

ですから、全体的に通して議員がおっしゃっているのは自分の政治判断として自分がやりたいことをおっしゃっているんでしょうけれども、私としてはできる部分については検討もしていきますし、できない部分にはできないとしかお答えできない。特にこの低額医療の件については、我々の制度ではないということです。このことを十分理解なさった上で、私の今お答えしたことを御理解いただければと思っております。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 2回目の質問をいたします。まず町長がおっしゃった、当然、この無料低額診療事業というのは、国とか県にかかわるものではなくて、民間の企業が、先ほどおっしゃったように、社会福祉法第2条3項の生計困難者のために無料または低額な料金で診療を行う事業のこと、これを国も認めてやっています、これは県に申請して、許可がおりて、この無料低額診療事業というのが実施されるわけです。私が先ほど申し上げましたのは。

最初にまず資料を見ていただきましょうか。資料の9を出していただけますか。9をちょっと説明いたします。

滞納者対策に対する調査、これは30年6月1日なんですけど、これは国保世帯数3,094、滞納世帯数が495、それで、短期証が389というふうに。この対策の説明なんです。

もう一回くくっていただいて、次のページ、11と14なんですけど、ここに11のところを見ていただきますと須恵町が27番、保険番号27で、これは差し押さえですね。30世帯、670万の差し押さえの世帯があるんです。

私が申し上げたのは、保険証もなくお金もない方が病院に行けないときに、この無料低額診療事業をやっている病院に行って、そして条件はありますが、先ほど申しました、無料になるのは、生活保護世帯の120%の方はなってくるし、一部助成は140%。

だから、私は町とか県が出せということではなくて、こういう事業者があるということ、それ

はいわゆる短期証で、病気にいつなるとかはわかりませんから、保険証もお金もないといったときにどうするかと役場に来たときに、そして、いや、そういう無料低額診療の事業をしている病院があるよということを、その必要性はないですかということを私はお尋ねしたんです。

そして、ここの、滞納者の方もあるけど、この無料低額診療というのは、この受け皿になるんですよね。だから、その町がその医療代を出すとかということではなく、その民間の県の認可を受けた病院がその条件によって無料で診察するという事なんです。その中でその薬代のことなんです、町長はおっしゃって。診療は受けれると。条件で診療は受けられるけれども、例えば、糖尿病の方が薬をもらうとき、1カ月1万とか1万5,000円ぐらいになると支払うことができないんですよ、もともとお金がないんだから。そして、通院をやめざるを得ないというところがあるんで。

これは、本当に国に働きかける問題にはなりますが、しかし全国の自治体の中で、旭川市とか苫小牧市とか、青森市、高知市、那覇市、北海道では東神楽町とか東川村町。独自に対象者に対しての一部を助成をしている自治体もあります。だから、そこまで一応考えていただきたいということ。（「質問してください」の声あり）

そして、教育長に子どもたちの周知徹底ということについてですけど、これは、子どもの虫歯の問題とかありますよね。これはやっぱりその周知徹底するということは早期発見で治療を早目にして、その治療費の減少といいますか、だから、やはり知らせるということは非常に大事だと。社会福祉協議会ももちろんそうでありますけど、こういう制度がありますよということですよ。一番そこを一番言いたい、そこをちょっと。（発言する者あり）ちょっと待って。そう言うことですね。

○議長（松山 力弥） 児玉さん。もう大体町長答えたんですけども、今回。

○議員（7番 児玉 求） いやいや、まだ今から。

○議長（松山 力弥） いやいや、1答目で予算がないと。やりたいけど体力持たないと。

○議員（7番 児玉 求） 議長、違いますよ。いや私がお尋ねしたのはそのことじゃございませんけども。

○議長（松山 力弥） ちょっと質問を簡潔にやってくれるか。

○議員（7番 児玉 求） はい。2問目に。

○議長（松山 力弥） 2問目、一緒やない、さっきと。

○議員（7番 児玉 求） 2問目の2回目の質問をいたします。

ちょっと先ほどのをもう一回。タブレットの14をちょっと見ていただけますか。これは平成30年度の子どもの医療費支給、市町村の状況なんです。ここを見て、下のほうから見ていただきますと、筑豊地区が、香春町ですとか、川崎町とか、ここでは福智町が大体須恵町が同じような

経済状態といえますか、人数とか、そうなんです。ここを見てもみますと、これは通院ですね。今、糟屋のほうは通院は中学助成はないんですけど、ここはあるんですよ。筑豊地区、あるんですよ。規模もそんなに変わらんとです。だから、全国ということではなく、筑豊の地区ですよ。糟屋郡とか、福岡市ではなくて、そこは実際やってるんですよ、これが。

○議長（松山 力弥） いや、だから、町長が答えたじゃないですか。

○議員（7番 児玉 求） そういうことでは。

○議長（松山 力弥） 体力がないから、できることとできないことがあると答えたではないですか。同じこと聞かんでよ。

○議員（7番 児玉 求） 同じことじゃないじゃないですか。

○議長（松山 力弥） 同じことですよ。

○議員（7番 児玉 求） 違いますよ。だから、できないとおっしゃるから、いや、できるところもありますよと。

○議長（松山 力弥） いや、だから。よそはできてもうちはできませんと。体力が持たないからと。バランスを考えたらできないと言ったでしょう。だから、ほかの質問をしてくださいよ。町長の答弁に対して。

○議員（7番 児玉 求） ちょっと待ってください。だから、私はこのことについてはお答えいただきたいと、私は。ちょっと待ってください。

○議長（松山 力弥） 早く。

○議員（7番 児玉 求） 町長、お願いします。

○議長（松山 力弥） 平松町長。

○町長（平松 秀一） さっき答えた中にも、今、質問のあった中身、私、答えていますよ。短期証、生活保護の方々については、この制度の中身はないと。ただし、社会福祉協議会の場合は健康福祉課の方で全ての社会保障制度というのはつながりうわけですから、その方々にはこの無料低額診療の制度は該当しないでしょう。しないじゃないですか。

なぜそんなことを言っているかという、生活困窮の場合をおっしゃるけども、要するに社会福祉協議会の中に急場の場合については、福祉の貸付金制度もございます。いろんなことを社会福祉協議会と健康福祉課のほうでフォローアップしています。

何度も言ったように、この低額制度というのはおっしゃるように医療機関がなさっているんです。それに対して、我々ありがたいなと思うけども、それ以外の補完事業は全てやっているわけですから、町として。だから、今回の低額診療の分については新たな広報活動もやらないし、職員がしっかり理解しておけばいいんじゃないですかということをお答えしたと思います。

それと自己負担金のことを、先ほど自分で提示なさった資料の中で、見られたらわかるじゃな

いですか。自己負担500円取っとるとこもいっぱいあるわけですよ。ほかが無料化しとうけん、須恵町も無料化せえと。そうはなりませんよって。なぜかといったらさっき言ったように、糟屋地区はそういったところを突出していろんな分野でアンバランスが出ちゃだめだから、担当者会、専門家が専門部署で話したやつを首長会で話して、そのデータにも出ているように、500円取っているじゃないですか。

それを須恵町が無料化にする理由、さっき言ったでしょう。やれば便利ですよって。おっしゃっていることが正しい。でも、できない事情というのはいろんなことが絡んでいるんですよということを言ったんです。それが私の答えです。

児玉議員がおっしゃっていることを否定しているわけでも何でもない。児玉議員は立場上。きょう言われたことに私は真摯にお答えしたでしょう、全て。

その中でも、短期証とか生活保護者はこの制度を使いますかということ、須恵町で。使いませんよ。なぜか。社会福祉協議会と健康福祉課がきちんと機能してます。あとは、何でこの質問の意味がずれるのか。国民健康保険の滞納者、関係ないでしょう、これ質問には、本当は。それを一番上に質問で持って来られる。言った意味、生活保護の滞納者とかそういった方々に対するきちんと医療は受けられるようにしています。お金がない場合については、生活保護の申請もできるようにきちんとフォローアップ事業をやります。生活保護の方で緊急で医療にかからなければならぬときは、きちんと民生委員さんが対応をやって、医療機関に継ぎます。緊急の場合でお金が足りない内容については社会福祉協議会のほうで持ってもらっていますけども、先ほど言ったような福祉貸付金制度もございます。

それでも補完できない、要するにさっき言ったように、ホームレスの方とか、その方々が流れてこられたときとか、いろんな場合を補完しようとして医療機関がやっていいですよというのがこの制度だと私は理解しておりますので。先ほど答弁したのが、私の答えです。

以上です。

○議長（松山 力弥） 児玉君。

○議員（7番 児玉 求） 私は何も生活保護の方が対象というお話は全然しておりません。

○町長（平松 秀一） 言っとるじゃない。短期証とか、生活困窮者で生活保護でお金が払えない人ってさっき言ったんです。言われてます。

○議員（7番 児玉 求） それは私が最初お話ししたでしょう。生活保護の基準、対象になるのは、生活保護の1カ月の基準の120%の人は無償になると、医療機関でですね。そのことをお話ししたんです。何も、この生活保護は全然関係ないじゃないですか、これは。だから、町長が誤解されてるから私がお話ししたんですよ。私が申し上げるのは、再三申し上げますのは。

○議長（松山 力弥） 質問をお願いします。（「まとめる」の声あり）

○議員（7番 児玉 求）この民間の無料低額のこの事業は、自治体としては非常に私は歓迎すべき制度ではないかなと思うんです。そしていわゆる町から持ち出しで医療費を助成とか、薬局の場合は別なんですけどもね。実際やっているところがあるんですけど、だけど、本当に今困ってお金もない保険証もない、病気になったけど、どうしようかと。そういう人が実際おられるじゃないですか。（「言うたやん、実際」の声あり）だから、おられるんですよ。私が申し上げたいのは、これは奨励すべき制度で、ほかの民間の病院もやっぱりそういうふうに無料低額医療する、その後を継ぐというか、そういうふうになれば、いわゆるお金のない……。

○議長（松山 力弥）それは同じことだけど、先ほどそれは民間の医療がすることであって、須恵町2万8,500の人口の中で、そういう必要はないと。20分もしたら行けるでしょうと答えたいでしょう。だから役場がどうのこうのじゃないでしょう。そう答えませんでしたか。（「答えました」の声あり）だから、最後の3分で質問をしてください。質問かまとめかどちらかお願いします。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） 3問目でございますので、これは最後ですよ、質問は。もうなかったら終わってください。

○議員（7番 児玉 求） いえいえ。もうちょっと、何といたしますか、現状、確かに須恵町では国保の滞納もあるし、病院になかなかかかれない方もおられるという中において、これは自治体としては推奨すべき制度であると思っておりますし、これはやっぱり健康福祉課と社会福祉協議会においてもやはり周知徹底して、自分の…。

○議長（松山 力弥） 児玉さん、同じことの繰り返しだけど、それは社会福祉協議会と健康福祉課でやっていると答えたじゃないですか。うちはすごい、よそよりも進んでいると言ったじゃないですか。町長。

○議員（7番 児玉 求） いやいや。最後、もうまとめですから。

○議長（松山 力弥） はい。早くお願いします。

○議員（7番 児玉 求） だから、周知徹底をしていただいて、これはやはり地方自治体の。（「簡潔にお願いします。簡潔に」の声あり）

○議長（松山 力弥） あと発言時間が短くなっていますよ。

○議員（7番 児玉 求） はい。

○議長（松山 力弥） 頑張って。

○議員（7番 児玉 求） 最後に、住民の利益を最優先とする地方自治体として、住民の福祉を守る、だからこの自治体の本来の役割を率先して、ここにも書いていますけれども、平松町長にもお願いしたいと思っております。これは、本当に立派な制度なんですよ。国も推奨して

いるし、県もそれで評価を出しとるんです。それを全然、町長は別みたいなニュアンスと私は受け取りましたので。（発言する者あり）（笑声）

それをくんでいただきたいと。（「はい、もう終わりや」の声あり）（「もう終わり、終わり」の声あり）（笑声）（「もう後で、それは」の声あり）先ほど子どもの入通院の無料化についてですけども、私が申し上げたのは、平成25年からの県の委嘱を受けて、結局今でももう町の方針として子どもが宝というふうな方針ですよ。そして、自己肯定力を持つ、自信を持つというのは町の教育方針というのは、当然そうなんです。自分で考えて行動する。それが町の方針だと。

そして、その町の方針をそれを全面に出すのであれば、体も健康にやっぱり留意すべきだと。

○町長（平松 秀一） それはさっき答えました。

○議員（7番 児玉 求） いやいや。それはそういうことでお話ししていたんです。教育と同時に健康というものも非常に大事だということで、私は捉え方は同じではないですかというふうに。

○町長（平松 秀一） 答えていいですか。

○議員（7番 児玉 求） お願いします。

○議長（松山 力弥） これ、最後ですよ。もう答えんでいいですよ。

○議員（7番 児玉 求） だから、これ3問目。

○議長（松山 力弥） 私も最後ですよと。

○議員（7番 児玉 求） そうですね。

○町長（平松 秀一） 誤解があるかもしれませんが、この制度が悪いなんて私は一言も言っていないんです。最初から、傍聴の方々もおわかりになっていると思いますけども、この、要は無料低額診療事業について、これが悪いなんて一言も言っていない。それは後で議事録を見てください。そんなことを一言も言っていない。このことは申し添える。

それと、今、おっしゃる中で、先ほどの2問目に私がお答えしたように、何も児玉議員がおっしゃってることに反対しているわけじゃないと言ったじゃないですか。それは政治活動でなさっていることですから、どうぞやってくださいよと。

ただし、町の経営者としてやる場合にはトータルバランスを見らないかんから、自己負担を糟屋地区においては取ってますよということを申し上げたんです。

それと、今、おっしゃる中で、要するにこれは政務調査に該当する、調べられたんだろうと思う発言の中で、須恵町に該当者がいらっしゃると今おっしゃったんです。（「言うた、言うた」の声あり）

私は須恵町はそういった人たちがいらっしゃった場合については、社会福祉協議会、健康福祉

課が十分機能してますよということを使ったんです、でも、今現在はっきりおっしゃったんですから、後から議会事務局を通して私のほうに教えてください。どこに該当者がいらっしゃるんですか。教えてください、これは。

それと、もう一点、病院にかかれない人がいる。須恵町に住民票を持っていらっしゃる方で、病院にかかれない方、そう思い込んでいらっしゃる方がいらっしゃるかもしれません。お金がないけん、保険料払っとらんけん。それについては、民生委員さんが、先ほども言ったように、いろんな制度の中で補完して医療が受けられるって言ったはず。制度上、医療を受けられない町民は一人もいません、須恵町で。それとこの制度の中でおっしゃっている、要するに、弱者の中で、何度も言っているように、須恵町の住民票とかを持たない方が須恵町に来られたり、ホームレスの方々がいらっしゃってどうしても病院にかからないかん、そういった場合にこれは機能するんじゃないですか。それ以外の須恵町で低所得者の方々とか保険証の短期を持っていらっしゃる、全て受けられますよ、医療は。

恐らく議員と私が言ってること、同じことなんですよ。私はそう思う。議員が今回質問をなさったのは、何度も言いますが、政治姿勢としておっしゃっているんでしょから、私は真摯にお答えしてます。でも、その中で、3問目におっしゃった中で、該当者がいるとはっきりおっしゃった。これは政務調査をなさったんでしょから。後から御報告ください。

○議員（7番 児玉 求） あの、私は…。

○議長（松山 力弥） いえいえ、後で、後で。

○町長（平松 秀一） いいですか。私は何も。これは3問目ですから言いますが、児玉議員がおっしゃったことに対して否定的なことは一言も言っていません。一言も言ってないです。制度上、無理がある部分については横並びでせざるを得ないでしょうねと。それ以外の部分はこういった補完機能がありますよと丁寧にお答えしたつもりです。ですから、誤解なさっている、私のことをね。児玉議員の質問、誤解している。何を誤解している。だから、途中で同調したはずです。おっしゃっているところはある部分正しいんだ、できたらいいでしょうねと言ったでしょう。それをね。

○議員（7番 児玉 求） 議長、ちょっと。

○議長（松山 力弥） 終わりです。（「終わり」の声あり）

○議員（7番 児玉 求） 3問目が終わりましたが、今、町長の答えに対して。（「終わり」の声あり）

○議長（松山 力弥） もう3回質問終わりましたので、あなたの質問を終わります。後で個人的に聞いてください。どうぞ。

○議員（7番 児玉 求） 以上で終わります。

○議長（松山 力弥） これにて、一般質問を終結します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

本会議終了後、午後1時より全員協議会を開催しますので、議員の方は特別会議室にお集まりください。

次の本会議は、6月14日午前10時より行います。

本日は、これにて散会します。

午前11時50分散会
